

建設水道常任委員会

平成20年12月8日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○宮崎 和彦	吉野 俊明
紀 良治	西谷 剛周	浦野 圭司
中川議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	都 市 建 設 部 長	清水 建也
建 設 課 長	加藤 保幸	同 課 長 補 佐	角井 敏文
観 光 産 業 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	井上 究
都 市 整 備 課 長	藤川 岳志	都 市 整 備 課 参 事	今西 弘至
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上 下 水 道 部 長	谷口 裕司
上 水 道 課 長	佃田 眞規	下 水 道 課 長 補 佐	上田 俊雄

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）

署名委員 浦野委員、宮崎委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、浦野委員、宮崎委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願います。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第60号、平群町公共下水道施設を本町に設置し、本町住民の利用に供することについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道 部長 それでは、議案第60号、平群町公共下水道施設を本町に設置し、本町住民の利用に供することについてご説明をさせていただきます。

まず、はじめに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

上下水道 部長 それでは、ご説明に移らせていただきます。お手元の議案書3枚目、付近見取り図をご覧くださいませでしょうか。

行政区域界周辺の地形的な条件によりまして、平群町公共下水道施設を本町に設置し、本町住民が利用することから、地方自治法第244条の3第1項及び第2項の規定に基づき、平群町と施設の利用及び維持管

理に関して協議を行い、同法同条第3項の規定により議決をいただき、行政区域界に設置された、それぞれの公共下水道施設を相互に有効に利用することにより、無駄なくスムーズな整備拡大をし、公共下水道への接続促進を図ってまいりたいと考えております。

なお、当該区域につきましては、平群町の竜田川ネオポリス域と斑鳩町の龍田ネオポリス域を一体で整備を進めることが効率的な整備となりますことから、計画当初より平群町へ流入することとして位置づけをし、平群町と協議を進めてまいりました区域でございます。

以上、議案第60号、平群町公共下水道施設を本町に設置し、本町住民の利用に供することについてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜わり、何卒、原案どおりご承認いただけますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

上下水道 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

部長 お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

上下水道 異議なしと認めます。よって議案第60号につきましては、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)請願第1号、南興留第三自治会で無償で使用している個人所有の子供広場(地図・写真を添付)を、斑鳩町に買い取りを求める請願書についてを議題といたします。

この請願書につきましては、皆さんすでに目をとおして頂いているとは思いますが、まず、事務局より朗読をしていただきます。

藤原議会事務局長。

事務局長 それでは、請願文書表を朗読させていただきます。

(朗 読)

事務局長 請願書本文の朗読については、省略をさせていただきます。

委員長 本日は、お手元に、参考資料といたしまして、公有地でない公園並びに現在、斑鳩町にある公園の数等を示した資料がございますので、参考にとということで、付けさせていただきます。

それでは、委員みなさんより、ご意見をお聞きしたいと思います。

西谷委員。

西谷委員 これ、請願がされてるんですが、多分、請願出されるまで、どのような経緯でこう請願になったのか。多分、町と自治会のほうで話し合いとか、そういうのがされてるように思うんですが、その辺について、町はどのように、これまで、この件について回答されてきたんか、その辺のところちょっとお聞きしておきたいと思います。

都市整備課長 ただ今ご質問いただきました件でございますが、この件につきまして、南興留第三の自治会の自治会長さんが、当課の方にみえていただきまして、こういった事に対応できないかとお相談をいただいております。

町といたしましては、担当課といたしまして、そのご要望をお聞きした上で、検討いたしましたところ、やはり今、公園を担当しております課といたしまして、斑鳩町として、公園としての買取りは現状ではさせていただきますとだけないといった回答をさせていただいているところでございます。

西谷委員　そしたら町は買取りができないという返答をされたと。その時に、町の方からこの請願出されたらどうですかという提案はされたんですか。

都市整備課長　町の方からと言いますより、もちろん、正式に文書で回答させていただいたわけじゃないですけども。この請願につきましても、そういったことができるかというご相談をいただいております、請願いただくことにつきましては、町としては、お断りすることでもないといったことで、ご相談をさせていただいているといった状況でございます。

西谷委員　微妙なニュアンスなんですが、町が請願をされたらということのをされたんか、それとも相手側が請願できますかということのを言われたんか、その辺。

都市整備課長　今、委員おっしゃっていただいておりますように、自治会の方々のほうから、請願はできますかといったことで、ご相談をいただいたということでございます。

委員長　他にございませんでしょうか。　吉野委員。

吉野委員　現場も見てまいりましたんですけども、ここの管理ですね、今まではどのようにされていたんでしょうか。例えば遊具なんかもありますし、草も生えるだろうと思います。そういう植栽の管理とかは、自治会で行われていたのか、町の方で補助というか、的にやっておられたのか、その辺は。

都市整備課長　公園の管理といたしましては、自治会の皆様方をお願いをしていたというところでございます。

吉野委員　住宅地図を見ますと、ここは公園というふうになっておるんですけども。これは公園として、公園の定義というのはどうなんですかね。

住宅地図に書いてあるから、いわゆる行政が認めた公園という、この辺は、ちょっと何か説明していただけますでしょうか。

都市整備
課長

今、委員がおっしゃいました公園はどういったものかということであろうかと思えます。この請願書にも書いていただいておりますけれども、開発の法律施行以前であったためということで、書いていただいているんですけども。現在、斑鳩町では開発指導要綱という土地を開発される時の一つの基準的なものをつくっております、その中では、一定の規模の開発をされる場合は、公園を設置していただくと。事業者の方で設置していただいて、町が帰属を受けるということになっております。この南興留第三自治会の場合は、そういった斑鳩町の開発指導要綱等が施行される以前の開発であったために、そういった規定に基づくその公園の設置というのが、なされていないということございまして、公園と申しましても、いわゆるその近隣公園あるいは、街区公園といった非常に大きい公園、防災公園、これも1ヘクタール以上の大きな公園なんです、そういった公園であったり、町が今現在、お手元の資料でお持ちいただいておりますような、面積的には非常に大きくない公園が、数多くあるわけですけども、町が管理、あるいは住民さんが管理していただいていると、まあ色々な公園がございます。以上です。

吉野委員

ここに、請願書に書いてありますとおり、地主さんは非常に奇特なことで、ちょっと私用地にちょっと入るだけでもう大騒ぎするような地主さんもおられますけども。これ見ますと、現在では大変珍しいというか、奇特なという、本当に奇特という言葉付けられるような、三十数年長きに渡って、子供広場として、無償で使用させていただいていると、こういう現状であると、こういうふうに書いてあります。子供の広場というのは、私は必要というか、特にこういう時代になってきますと、子供同士が、顔と顔を合わせて遊ぶというのは、必要な場所であろうと思えます。私らの地区も大変いい公園がありまして、大和川の緑地に出来た公園なんですけども。休日とか夕方など、子供さんが、これだけ子供がい

るのかと思う程集まって、遊んでおりますんで、そういう事を考えますと、この請願の気持ちというのは大変よくわかりまして、私としては、なんとか前向きに、この請願のとおりというわけではなくて、前向きに検討していただきたいなと思います。私どもの所属する自治会の問題とか色々ありまして、ここはこれだけの、この地区だけではなくて、斑鳩町内にこういう所が結構あるのかもしれませんが。また、そういう事考えますと、一地区だけの問題ではなくて、斑鳩町全域の問題として、前向きに取り上げていただきたいと思います。以上です。

委員長 他の委員さん方、ご意見ございませんか。
浦野委員。

浦野委員 こういった請願の前例があって、公園として買い取られた前例があるのかどうかと、それと今、参考資料で、54箇所の斑鳩町の公園ということで、所有形態が個人であったり、斑鳩町であったり、また境内地、国交省と4種類に所有形態がなってるんですけども。その中で、斑鳩町所有の、斑鳩町管理の公園において、それまでに至る経緯言いますか、多分開発による公園が多いかと思うんですけども、それ以外の追手とかは斑鳩町独自の、開発じゃなくて、賃貸住宅建てられた跡地やと思うんですけども。斑鳩町所有の公園に至るまでの経緯について、どんなパターンがあったのかを聞かせたいと思います。

都市整備課長 まず一点目の前例はあるかと、こういう請願によって買い取った前例はあるかということでございますが、私が認識しておるところでは、前例はございません。

それから二点目でございます。54箇所の公園ですね、色んな形態があるということですけども。この参考資料の2枚目の一覧表でございますが、この一番上から10番目までですね、ここは斑鳩町の都市公園として、条例で制定をさしていただいている、管理をさしていただいている公園でございます。それ以下の公園につきましては、ほとんどは

斑鳩町となってございます。この斑鳩町となってございますのは、ほとんどが開発に伴って設置をされ、斑鳩町が帰属を受けて、現在も底地としては、斑鳩町の所有、管理は住民さんでやっていただいているというところがございます。また、境内地あるいは個人地等の所有となっております公園につきましては、随分以前に地域の公園として設置をされ、それを町の方で遊具を設置をして、住民さんのほうで日常的には管理をしていただきながら、管理をしているという公園でございます。そのような公園で、この54箇所の公園が成り立っているということでございます。

委員長 他にございませんでしょうか。 西谷委員。

西谷委員 今、開発指導要綱以前の、ということで請願書にも書かれているんですが。斑鳩町でそしたら、開発指導要綱以前に開発されているところは当然、広場がないという解釈なんです。その辺のその自治会というのは、斑鳩町でどの位あるんですか。法以前の、開発指導要綱以前に開発されて、現実的にはその自治会にそういう子供の広場がないというところは。

都市整備課長 申し訳ございません。今、開発されて、その時点で設置がされていないという所ですけども、これは第一地所ですか、ああいった所であったりですね、昭和町もそうですね。そういった何箇所かの、笠町、三室といった所が指導要綱設置以前に開発されたものがございます。

委員長 他にございませんでしょうか。 紀委員。

紀委員 先ほど、遊具の設置を町の方でやられたとおっしゃいましたが、それはその公園管理している側からの要求があつてされたんですか。それとも町から進んでされたんですか。

都市整備課長 各公園におきまして、その状況は若干違うところがあるかと思いますが、かなり古い所が多うございまして、現在の開発されている所につきましては別ですけれども、以前の分につきましては、具体的には現状では把握できてないというところがございます。

委員長 他にございませんでしょうか。 西谷委員。

西谷委員 これね、実際に評価額というのは、これ言われてるように、どれ位の資産価値なんですか。

都市整備課長 申し訳ございません。この土地の当該の評価額というのは、今現在、ございませんので、すいませんが、お答えさせていただくことができません。申し訳ございませんが。

西谷委員 ていうことは、今は公園という形で利用されてるから、要は減免になってるということですよ。そしたら周辺の坪単価ってというのはどの程度なんですか。

都市整備課長 申し訳ございません。今現在、資料として持っておりませんので、改めてご報告をさせていただきたいと思います。

西谷委員 あのね、例えばこういう請願が出てきて、実際にどういう結論が出るかわかりませんが、少なくとも、こういう請願が出てきたと、そしたらこの土地は何平米というのはここになってますけど、資産としてはどれ位の価値があって、これを町に買うてくれという請願なんやということには、最低、説明してもらわんと、基本的なことやと思うんですけど。どうですか。

都市整備課長 申し訳ございません。ただ今ちょっと資料確認をさせていただきますので、しばらくお待ちいただければありがたいんですが、お願いできま

すでしょうか。

西谷委員 今、請願これ出されてますけど、例えば斑鳩町としてですよ、ここに書いてあるような形で例えばそのしようとしたら、こういう児童公園を買い上げて、それに対する補助というのは斑鳩町の中ではないと思うんですね。それで実際に、そういうこれに類するようなそういう補助制度というのはあるんですか。

都市整備課長 公園を今、委員おっしゃっていただきましたけど、公園を買い取るという時の補助制度はございませんが、請願書に書いていただいていますように、集会所がない自治会として、潤いの空間となっておると、こういったことをおっしゃっていただいているわけですが、集会所等の取得にかかる補助ですね、これは、類するということで申しますと、そういったものがございます。

西谷委員 そしたら集会所、確かに集会所補助金やったら、集会所建てて、そしてその敷地まで当然補助が出ますから、一応2分の1で、土地、天が1、500万円で2分の1、建物も2分の1、そういう制度は、自治会集会所とセットやったら、そういう制度があるということですね。わかりました。

委員長 他にどうでしょうか。
あと宮崎議員さん、何かご意見あれば聞きたいと思えますけども。

(「いや、いいです。」との声あり。)

委員長 ないですか。
他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時28分 休憩)

(午前9時28分 再開)

委員長 再開いたします。 池田総務部長。

総務部長 先ほどの件ですけども、路線価、固定資産税の路線価で、64,900円となっております。これが固定資産税の評価額でございます。もし、いわゆる宅地売買でしたら、およそ0.8で割り戻しということになってきます。一般的にでございます。

西谷委員 今、1平米あたり64,900円ということですか。

総務部長 1平米あたりでございます。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時30分 休憩)

(午前9時30分 再開)

委員長 再開いたします。

今、各委員様方より、縷々ご意見を伺いました。意見が出尽くしたようにも感じられますので、ここで各委員さん方のこれに対する採択かまた不採択かということをお聞きいたしますので、よろしく願いいたします。

まず、西谷委員。

西谷委員 私は、確かに請願されてる方の心情としては非常によくわかります。

ただ、斑鳩町全体を見渡しにしても、財政的にも非常に困難な中で、各種団体の補助金の削減とか、非常に切り詰めて行政やっていく中で、片方で、こういう形で、地元で、買ってほしいというのは、こういうことってというのは、やっぱり斑鳩町全体の財政運営の中では、ここにも参考資料で出てますように、公有地でない公園も10箇所位あるし、まして開発指導要綱以前の、全く児童公園のないような自治会もたくさんある中で、なかなか公平にはなかなかこういうことはできない。全部するとしたら、斑鳩町の財政的に破綻をきたすようなことになるのかなというふうに思いますんで、心情としてはわかるんですが、私はなかなかこういう事はちょっと無理かなと思います。

委員長 そしたら不採択という形の中で。

西谷委員 はい。

委員長 次に、吉野委員。

吉野委員 私としては、今の発言の裏返しという形で。斑鳩町は一律削減、聖域なき削減とか言いますが、減らしていくんですけども。こういうふうには子供さんの広場とか、こういうものに対しては、やっぱり前向きにいくべきじゃないかと。また、私個人、議員としての考え方も最初からそういうものでありますから、子供のために、必要なものは斑鳩町としても、きちんと前向きにやっていくと、このように思っております。

委員長 そうすれば、採択という形になるわけですね。吉野委員としては。そういうことでよろしいですね、採択と。はい。
浦野委員。

浦野委員 こういった請願、嶋田議員を通じて出されてる、また今、吉野委員の意見聞く中、また私も個人的に実は娘が豊中へ嫁いでおりましてです

ね、何回もこちらに子供できて、帰ってきて、お父さん、豊中と斑鳩と違うと言おうかと。公園で、遊ぶ公園がないなど。私の前、竜田川公園ですけども、非常に、遊具がないと。砂場もないし、ブランコだけありますけども。だから如実にそういう事を若い者から言われますと、今、吉野議員おっしゃったように、公園をもっと整備していかんなあかんなどというのはわかるんですけども、またこの請願の署名捺印された、あるいは嶋田議員が先頭に立っておられるということもわかります。従って、総論は賛成なんですけども、この請願を一つ受け入れていきますと、今、西谷委員おっしゃったように、斑鳩町全体のやっぱり財政も考えていかないかんという中で、一つをきけば、全てさっきおっしゃった錦ヶ丘とか三室とか昭和町、また新楓町、全部公園のないところもあります。そしたら全てをきいていかないかん。じゃあ斑鳩町の財政的にまた逼迫していくということもありますので、まとめますと、不採択ということにさせていただきたいと思います。

委員長 続きます、紀委員さん。

紀委員 私もこの児童公園、地域住民が集う場所として、公園も大切です、子供の遊ぶ場所として公園は本当、大事な場所だと思っております。それで、今ここに請願出されてる方の皆さんのご気持ちはわかるんですが、各委員さんおっしゃいましたように、一つ受けると、個人所有の土地もまだまだ斑鳩町にたくさんありますので、財政的の中でこれだけ受けるという事はできないと思いますので。不採択ということで。

委員長 不採択ということよろしいでしょうか、はい。宮崎委員。

宮崎委員 私も、今皆さんの意見聞かしていただきまして、請願されてる方、私も大変よくわかると思うんですけども。実際、こういうふうに色々個人地とか境内地等と色々書いておりますけども、私の地元でも公園がないということですけど、神社のことも一般質問させてもらいましたけど、

実際、斑鳩町が買い取ってくれるねんやったらということで、色々な意見いただきましたんですけど、それは無理やということで言うておりますし。本当は、斑鳩町財政裕福やったら、あっちこっちにちゃんと公園を配置できるような形でしていただいたら一番いいんだと思いますけれども、現状では私も無理だと思いますので、不採択とさせていただきます。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時37分 休憩)

(午前9時45分 再開)

委員長 再開いたします。

取りまとめの結果、本請願書については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

はじめに、本請願書を採択することに反対の方の意見を求めます。

西谷委員。

西谷委員 先ほども言いましたように、私自身、この請願書について、趣旨もわかりますし、心情としては理解出来るんですが、先ほども言いましたように、斑鳩町の中では、まだまだ公有地でない公園もありますし、まして開発指導要綱以前の自治会については公園がないという状態であります。そして斑鳩町の財政的な将来の見通しを考えますと、なかなかその心情としては理解できても、財政としてはどうかなという疑問があります。

確かに、一方、言われてるように子供の広場、児童公園というのは斑鳩町の中にないというのは事実でありますから。これはこういう斑鳩町の子供たちが遊ぶ広場というのはある意味ではもう少し違う角度で、斑鳩町全体の中で、考えるような素材ではないかなと。あるいは、今、駅前の中で、特定保留区域の中で、ある意味では区画整理とかいう形で事

業は考えておられますし、そういう中では仮にこういうような形での考え方というのは出来るんじゃないかなと。

だから今この言われてる部分についての請願については、残念ながら、私としては、なかなか難しい、あるいは反対ということできせていただきたいと思います。

委員長 次に、本請願書を採択することに賛成の方のご意見を求めます。
吉野委員。

吉野委員 先ほども言いましたとおり、斑鳩町としては、一步踏み込むという、そういう観点からも、少子化とか言われてますので、そういう観点からも、公園の整備には十分な力を入れるべきだと思います。その規模の大小に関わらずといったら何ですけれども、今日、今朝も見てきた限りでは、この広さというのは、十分、この近辺の子供さんが集まる面積としては、適当な面積ではないかと思えます。

そして、子供は一つの地域で遊んでいると、次にまた移動していくと。遠征していくという、そういう状態になる。そういう時には、こういう場所がないと、飛び石状態にこう移っていくというのは出来ない、ということもあまして、やはり子供同士、顔と顔を合わせて、あるいは喧嘩しながら社会性を育てていく、そんな意味からも、この児童公園は必要ではないかなと思えます。ネットいじめとか、そういう状態というのは顔が見えないからこそ、いじめを始める。顔見て、手を繋いで、あるいは多少乱暴な意味でも、取っ組み合いの喧嘩をしたりして、そういう姿が斑鳩町でたくさん見られるようになるというふうなことを考えますと、この機会がもしかしたら、町の状態をある意味で変える千歳一遇のチャンスではないかなと私は思います。以上です。

委員長 これをもって討論を終結いたします。本請願書については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本請願書を採択することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(挙手少数)

委員長

挙手少数であります。よって、請願第1号につきましては、不採択とすべきものと決しました。

このことにつきましては、委員長報告をもって、またさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

これで、この件については終了いたします。

次に、2. 継続審査であります(1)都市基盤整備事業に関する事
について審査することといたします。

初めに、①公共下水道事業に関する事について、理事者の報告を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、継続審査でございます都市基盤整備事業に関する事につ
いての公共下水道に関するご説明をさせていただきます。

現在、稼動いたしております工事、工区それぞれにつきまして、事前
委員会でご報告させていただきましてから特段の変化はございません
が、全て順調に工事を進めておりまして、年度内に完了できる予定で
ございます。

なお、これから年末年始の長期の休工となりますことから、現在稼動
いたしております工事現場におきましては、現場及び現場周辺の安全対
策の徹底及び緊急時の対応につきまして、再度確認を済ませておく予定
でございます。以上、工事進捗状況のご報告とさせていただきます。

続きまして、お手元の資料1をご覧くださいませでしょうか。

平成20年11月30日現在の接続に関する状況をご説明させてい
たきます。

申請受付件数が、1,654件、検査済み件数が1,616件となっ
ております。なお利用戸数につきましては1,830戸ということでご
ざいます。

また、融資あっせん利用総数につきましては28件、浄化槽雨水貯留

施設転用総数が20件でございます。

今後も、更に公共下水道の整備及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、継続審査であります都市基盤整備事業に関することについての公共下水道に関するご報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
次に、②都市計画道路の整備促進に関することについてでございますが、まずはじめに、前回の委員会で、西谷委員より意見のあった件について、副町長よりご報告をいただきたいと思えます。
芳村副町長。

副町長 委員長の配慮によりまして、時間をいただきましてありがとうございます。この報告する趣旨といたしましては、去る11月17日の建設水道常任委員会で、西谷委員より8月19日の建設水道常任委員会において、都市整備課長が答弁いたしました、「一度お話をさせていただいたことがございまして」について、いかるがバイパス計画白紙撤回要求連絡協議会の協議会ニュース4号で記載されていることに対して異論があり、このことについて調査して、はっきりとした答えをさせていただくということの答弁をいたします。

本件について調査いたしましたところ、本年3月12日に、当時の話の場は先方である三室地区の住民の方から申し出により、国土交通省奈良国道事務所が道路計画の説明をするといった場であり、当時、当町の職員であります藤本都市建設部長、藤川都市整備課長が同席しておったということでございます。一度お話をさせていただいたという発言は、

国土交通省奈良国道事務所が三室の住民の方に道路構造の計画を、当町役場会議室にて説明されたところに同席した時の会話の内容でありました。そのことの説明が不足していたことが発端であると認識しております。

今後は、このような誤解が生じないように、十分配慮してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただけますようよろしくお願いいたします。

なお、私がこの件について答弁いたしました内容の中で、協議会の名称が白紙撤回連絡協議会、国道バイパス白紙撤回連絡協議会、いかるがバイパス白紙撤回協議会と答弁いたしました。正式な名前は、いかるがバイパス計画白紙撤回要求連絡協議会でございます。間違った答弁いたしまして申し訳ございませんでした。

(「結構です」との声あり)

委員長 それでは、都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備課長 それでは、都市計画道路の整備促進に関することについてご報告を申し上げます。

はじめに、いかるがパークウェイについて報告させていただきます。

まず、稲葉車瀬区間で現在進められております埋蔵文化財の発掘調査でございますけれども、これは現在進めている分につきましては、今週中に終了するという予定で進んでいるというふうに聞いております。

次に、岩瀬橋の橋梁下部工事でございますけれども、11月14日から再開をいたしまして、現在までのところ左岸側の橋台の施工につきましては順調に進捗しておるということになってございます。

なお、三室交差点付近の道路構造についてでございますけれども、近隣の住民の方々との協議といたしまして、11月30日でございますが、新楓町の自治会の関係の皆様方と協議の場を設けていただきまし

て、構造についての協議を始めさせていただいたところでございますので報告をさせていただきます。出席いただきました方々からは、主に日常生活における道路の利便性を損なわないように十分に配慮した計画にしてほしいとの強い要望をいただいております。今後もできるだけ皆様方のお話をお伺いさせていただきながら、起業者の方といたしましても、できるだけ情報を提供させていただいてより良い道路になりますように十分協議をさせていただくということになってございます。

簡単ではございますが、以上がわかるがパークウェイについての状況でございます。

続きまして都市計画道路法隆寺線についてでございます。

現在、進めております都市計画道路法隆寺線整備工事につきましては、順調に進捗しているところでございまして、現在工事の進捗率といたしましては約45パーセントとなっております。3月の工期におきまして慎重に工事を進めてまいるというところでございます。

なお、用地買収が済んでおりました中央公民館の東側におきまして、一部工事を12月25日の入札で発注を行ないたいと考えておりますので、ご説明を申し上げたいと思います。

工事内容でございますけれども、お手元の資料-2という図面を、A4の横向きの図面を見ていただきたいんですけども、地方道路交付金事業法隆寺線整備工事位置図という資料でございます。

この図面に示しております、赤色で囲っております部分が今回工事を実施する範囲でございまして、工事延長といたしましては約140mでございます。図中の黄色で塗りつぶしておる部分ですが、これは歩道となる範囲でございまして、茶色で塗りつぶしております部分が車道となる範囲でございます。

今回の工事では、中央公民館の南側の町道489号線の交差点から北側へ約90m、現在の中央公民館の駐輪場のあるところまでの道路の形をつくるという工事でございます。道路の幅員でございますけれども、車道といたしましては3mの車道2車線、それと両側に有効で3mの歩道を設置して、なお一部植栽帯を設置する計画でございます。また

図中、北側の国道近くまで延びている赤い線上の部分ですけれども、これは現在用地買収が済んでおります部分の、将来道路の東の端となる擁壁、また水路の構造物を今回築造する予定となっております。

以上のような工事内容でございまして、年度末を工期として進めていくという予定をしております。北側につきましては、国道沿いの用地買収1件、これがまだできておりませんので、国道の25号との交差点については完成させることができないということでございまして、今回つくります道路といたしましては、完成後ですね、町道として供用をできないということで工事終了後は、当面は公民館の通路として使用することとなります。工事内容につきましては以上でございます。

なお、先ほど申しました用地買収、1件残っている分につきましてはでございますが、引き続き用地交渉にあたってございまして、今後もできるだけご理解いただけるように努めていきたいというふうに考えております。

以上が法隆寺線に関する状況の報告でございます。

以上、都市計画道路の整備促進に関することについての報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
浦野委員。

浦野委員 2つ確認したいんですけども。町道489号線と今の道路の交差する四つ辻ですね、その信号灯はどうされるのかと、国道に出たところの信号灯についてはまだ未確定かと思うんですけども、信号灯の件。それと両方の交差点の車道と歩道の段差ですね、通常2センチぐらいのブロックをめぐらすとは思うんですが、段差について確認したいと思います。

都市整備課長 まず一点目でございますが、交差点でございます。町道489号線との交差点につきましては、以前から警察とも協議をしておりますが、こ

こにはなかなか信号が設置できないというふうな状況でございます。それと25号の交差点につきましては、ここは供用する時には信号が必要やということで、警察との協議がそういった方向になってございます。また二点目の交差点の歩道と車道の段差でございますが、委員おっしゃっていただきましたような形で、約2センチ程度の段差になろうかというふうな計画でございます。

浦野委員 489号線との交差点、まあ信号できないというのは、国道に信号がついて、あまりにも距離が短いためという理由かと思うんですけども、安全確保の意味でなんらか、信号ができない場合はなんらかの、例えば停止線をつけるとか、危険を察知するような看板とかされると思うんですけど、その点の具体例があるのか、それと私何回も言うんですけど、歩道と車道、2センチ程度とおっしゃるんですけども、車椅子で、電動じゃなくて手動の車椅子を乗りますと、2センチたりともかなりの腕の力がかかると思うんです。あのブロックは張りめぐらさないで、要するにアスファルトで歩道と車道を一体化してしまうということできないんでしょうか。

都市整備課長 これは2点の問題がございまして、まず1点目ですが、この歩道と車道との境界部分につきましては、委員おっしゃっていただいておりますように、やはり車椅子であったりですね、そういった身障者の方々に対しては確かにバリアとなろうかと思いますが、一方では弱視ですね、視覚障害者の方ですね、につきましては、この中途半端な段差がですね、歩道と車道の境界を確認できない、そういったことがございまして、この件につきましては、以前からいろいろ議論をなされてきたところでございまして、その結果として、両方ともできるだけいいような形でということで、約2センチという道路が基準として示されているところでございます。

それともう一点につきましてはこの境界の部分につきましては、一応、道路の歩車道境界の部分の道路排水、排水を流すための側溝機能を兼ね

備えております。この件につきましては、V型の形でやればということ
でございますが、そういった二点を兼ね合わせまして、今答弁させてい
ただきました形の計画としてまとめさせていただいたということでご
ざいます。ご理解賜りますようによろしくお願いいたします。

委員長 交差点の部分の。 藤川都市整備課長。

都市整備
課長 すいません。一点目抜けておりました。申し訳ございません。この交
差点でございます。やはり信号があって、信号に制御されて横断をする
と、これは確かに安全なところでございますが、この法隆寺線についま
しても、何本かの交差する町道がございます。その全体をどういう形で
制御していくかということで、警察との協議をさせていただく中で、や
はり交通量、横断をする交通量にもよる部分がございます。信号の設置
につきましては、公安委員会としても優先順位を決めながら設置の計画
をされているというところございまして、この部分についてはなかなか
そういった交通量というところを勘案したところ、まず信号設置からい
うことではなかなか難しいという話を聞かせていただいております、
委員おっしゃっていただきましたように、確かにこういった道路、交通
量が相当ございますので、完成後は相当ございますので、横断をしてい
ただくためには、できるだけ安全に渡っていただく必要がございます。
そういったことから、今後、横断に関しまして、啓発の看板であったり
表示等につきましては、今後、検討を具体的にしていまいりたいというふ
うに考えております。

委員長 他にございませんでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 かかるがバイパスに関連しまして、今、新岩瀬橋下部工が終わって、
上部工に今度、下部工がこれからまたあって、その後、上部工になると
思います。旧岩瀬橋は撤去、完成した暁には撤去するという方向になっ
ているんでしょうか

都市整備課長 委員おっしゃっていただきましたように、完成した暁にはというよりも、完成の途中段階でございますが、旧岩瀬橋は撤去をするという予定になってございます。といいますのは、現在計画されております橋梁が旧岩瀬橋に一部かぶっております。南側に設置をされる歩道の範囲が、この旧岩瀬橋と競合する部分でございますので、今の計画では競合しない北側の歩道、それと車道部分の上部工を先に架設をし、交通を切りましたうえで、現在の岩瀬橋を落橋すると、それで必要な下部工を増築いたしまして、残りの南側歩道部分になります上部工の架設を行って全体の橋梁を完成するといった形で計画をされてございます。

吉野委員 そうしますと、竜田川を上流にさかのぼってくる三室山と反対側の道路ありますですね、あちら側から来た車は、新しい岩瀬橋ができた時点では、三室交差点の方に行こうとした場合はどういうことになりますでしょうか。

都市整備課長 今、申されました道路ですが、竜田川の左岸側の道路かと思えます。岩瀬橋の左岸側やと思えます。落橋しますと岩瀬橋が当然渡れません。この道路につきましては、新しい橋梁の左岸側部分に今の現在の道路の進入口を接続いたします。そこからパークウェイ本線へ入っていただいて、三室交差点の方に左折をいただく、北進をされる方は左折いただくという形になってきます。

吉野委員 かなり無理があるかなとは思ったりするんですけども、もう1つ伺います。12月、今月で今年度の埋蔵文化財の発掘調査は、今年度分はおしまいということでしょうか。そして榎考研の担当者さんに聞きますと、まだ来年度も多少あるというように聞いてますが、それはそれでよろしいのでしょうか。

都市整備 現在取り組まれております文化財の発掘調査につきましては、当区間

課長 　　で用地買収が終わっております部分といたしまして、今年度の最終でございます。残り用地1件が、現在まだ未買収のところがございます、この部分につきましては、来年度以降に調査を実施されるという予定になってございます。

委員長 　　他にございませんでしょうか。　西谷委員。

西谷委員 　　ちょっと戻るんですが、法隆寺線の部分で最終的に今の中央公民館の隣にある眼鏡屋さん、上がマンションみたいな形になっていると思うんですけど、今の計画ですと、多分これ敷地が相当とられる中で、本来の駐車場のスペースとかそういうものはこの計画によって既定外になるのか、それとも最終的にはここを買おうという形、その辺のところはどうなんでしょう。

都市整備課長 　　現在このマンションですね、のところの道路計画でございます。確かに委員おっしゃっていただきますようにですね、この東側の部分で相当な駐車場の面積がとられるということになります。これにつきましては、まだ現在、具体的に決まっておりませんが、ご本人さんのご意向も当然ございまして、駐車場をなんとか代替の駐車場の方をほしいということでおっしゃっていただいております。そういったことで、できるだけその方向で調整をしていきたいというふうに考えております。

委員長 　　他にございませんでしょうか。　中川議長。

議　長 　　今日、資料として提出していただいている箇所ではございませんが、何ヶ月か前から小吉田住宅から交差点の信号機、先ほど言っていましたんでちょっとお聞かせいただきたいんですが。実際横断している数量、かなり服部道の交通量が多い。事実、实际的に交通事故が起こっている。あの信号機の要望については今現在の状況どないなっているんですか。

建設課長 服部道と法隆寺線の交差部分の信号機の設置についてでございますけれども、地元の自治会等から要望いただきまして、警察を通じ、公安委員会に要望書は提出させていただいております。またその経緯について自治会長さんにもまたご報告、ご説明させていただくということで、先般お話をさせていただいたところでございますけれども、先ほどから他の場所での信号機設置といろいろ言われておりますけれども、町としてはやはり要望してつけていただきたいという強い気持ちはございますけれども、なかなか、いろんな状況の中でついていけないというのが現状でありますので、その点をご理解いただきたいと思います。

議 長 今の答弁でいきますと、つかないという結果がでてきているということですか。

建設課長 来年度の設置箇所には多分入っていないということになるかと思えますけれども、西和管内だけじゃなしに、奈良県全域の中での予算の範囲内、点もございまして、そういった中で優先順位をつけて設置されるということになりますので、つかないという結果には至っていないということです。

議 長 普通の緑と黄色と赤の信号機じゃなしに、よくたまに見ますよね、黄色と赤の一つずつついているような、ああいう、とりあえず大きな交差点ですよとわかるようなものでもね、早急につけてもらえるような働きかけはしてもらえませんか。

建設課長 現在、今の箇所での要望をしておりますのは定周期信号、通常の一般的な信号でございますけれども、それ以外にも感知式とか点滅とかございまして、そういった部分での要望は可能かと思えますけれども、それについても警察なり公安委員会と十分協議をさせていただくことになるかと思えますけど、信号機という位置づけからいろんな交通量な

り、道路の交差点の幅員等ございますので、そういったところの条件も整備した上での設置ということになりますので、その部分を整備してからという話になろうかと思えます。

議長 朝夕のあの服部道の交通量ってたいがい多いしね。実際に何回も事故が起こっているという箇所なんでね、できるだけその辺は町の方も力入れていただいて、警察、公安委員会の方をお願いしていただきたいということを要望しておきます。

建設課長 議長おっしゃられるとおり、確かに事故が多発している部分でございますし、警察の方も現場あたりは十分確認をさせていただいている中でございます。そういった部分について警察の方に話していきたいというふうに考えております。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

次に、③ J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 今西都市整備課参事。

都市整備課参事 それでは、J R法隆寺駅周辺整備事業の進捗状況について報告させていただきます。

はじめに1号線でございますが、現在駐輪場の解体も終えまして、現在は道路北側部分の路肩排水施設の施工をいたしているところでございます。進捗率の方は約30パーセント程度となっております。

次に、2号線の関係でございますが、11月17日の委員会以後、主だった進捗はございませんので、特にご報告させていただく内容はございませんのでよろしくお願いたします。

続きまして、5号線でございますが、12月15日に入札を予定いたしておりますJR法隆寺駅北口広場整備に係ります工事概要について簡単に説明をさせていただきます。現在の広場は暫定的にロータリーを設置しておりますが、朝夕のラッシュ時には送迎を主とする一般車両が流入し、一時的な停車等により危険な状態となっておりますことから、早期に広場部分の整備を改善する必要もございまして、今回、広場内の動線を整理いたしまして、円滑な交通処理機能を確保し、車両や歩行者等の安全を確保するものでございます。

それではお手元に配布させていただいております資料3の平面図をご覧くださいませでしょうか。

まず、施工範囲でございますが、平面図に着色しております部分で、右下に凡例に示しておりますとおり、赤色で着色している部分が車道部分、黄色部分が歩道、青色が街渠で緑色が植栽帯を示しております。

主な整備内容といたしましては、広場内にロータリーを設けまして、図面に示しておりますA区間とB区間、それぞれ一方通行の規制によりまして、車両の誘導を行ってまいります。また、B区間におきましては、普通自動車3台程度の停車帯を2mの幅員によりまして確保いたしております。

次に、黄色部分の歩道でございますが、2.5mの幅員を基本といたしておりますが、B区間に停車帯を設けておりますことから、送迎車等をお待ちいただく空間として、若干歩道を広く設けまして、歩行者動線を確保いたしております。

続きまして、植栽でございますが、駅前の修景確保と隣接地宅地との緩衝帯として植樹帯を設けることといたしております。主に芝を植栽いたしまして、ソメイヨシノ、またロータリー交通島には車輪梅、分離帯には芝生またはツツジを植栽をいたします。

その他、照明柱2ヶ所と横断防止柵、時計の設置も併せて行っております。なお、時計につきましては、駅舎自由通路の壁面に直径70センチの内照式の電波時計を設置することといたしております。

当該工事につきましては、年度末までの後期で、完了予定といたして

おります。

以上、簡単ではございますが、北口広場の工事概要の説明とさせていただきますまして、J R法隆寺駅周辺整備事業に関することの報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
浦野委員。

浦野委員 2つ確認したいんですけども、このエリア、今の計画図面の車道のエリアは駐車禁止区域になるんですか。それとA区間の北へ延長したところですね、喫茶やわらぎの前、インターロッキングって書いているところなんですけども、現在の幅員が3.75mということかと思うんですけども、ここは喫茶やわらぎの前、あるいはずっと北へ延びたところの幅員の拡張はないんですか。

都市整備 課参事 まず、一点目の駐車禁止についてでございます。西和警察の方とも協議いたしております中で、先ほど説明申し上げましたA区間あるいはB区間の一方通行の規制を行うところでございます。また停車帯も設けております。現在のところ警察の協議の中では駐車禁止を規制する標識等は設置はございません。

それと二点目の北への先線の部分でございますが、この部分につきましても道路拡幅といたしまして、現在、特に道路の東側の地権者の方々には、用地の交渉を継続的に行っているところでございまして、今回は、この広場部分の危険な状態にあるため、この部分をまず整備して歩行者、あるいは車両等の分離を行いまして、安全な形で整備したいというふうに考えております。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、各課報告事項についてを議題といたします。

はじめに、(1) 議案第53号、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、及び(2) 議案第55号、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、内容が関連いたしておりますので、一括して報告を受けることといたします。

理事者の報告を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、議案第53号、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)及び議案第55号、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、関連いたしますことから一括でご説明をさせていただきます。

まず、議案第53号、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

恐れ入ります、補正予算書の28ページをご覧くださいませでしょうか。

第7款土木費、第4項都市計画費、第2目公共下水道費でございます。公共下水道事業への支援といたしまして、一般会計繰出金で957万円の減額でございます。詳細につきましては、次の議案第55号、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)において、ご説明をさせていただきます。

次に、議案第55号、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案第55号、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)をご覧くださいませでしょうか。

既定の歳入歳出予算の総額から957万円を減額いたしまして、歳入歳出総額を、それぞれ歳入歳出15億8,543万円とするもので、そ

の主な内容といたしましては、人事異動に伴う人件費の減額による減額補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書の事項別明細書の歳入よりご説明をさせていただきます。

まず、4ページをご覧くださいませでしょうか。第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金で957万円の減額。

次に、歳出でございます。5ページをお願いいたします。

第1款公共下水道費、第1項下水道管理費、第1目下水道総務費でございます。給料及び職員手当等人件費で750万8千円の減額。恐れ入ります、6ページをお願いいたします。第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費、第1目管渠等新設改良費でございます。先ほどと同じく、給料及び職員手当等人件費で206万2千円の減額をお願いするものでございます。

そして、最後でございますが、7ページをお願いいたします。第3款公債費、第1項公債費、第1目元金でございますが、下水道公債費繰入金の減によります財源振替をお願いするものでございます。

以上、議案第53号、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)及び議案第55号、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてのご説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので質疑、ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、次に(3)議案第58号、平成20年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について、理事者の報告を求めます。
佃田上水道課長。

上水道課 それでは、議案第58号、平成20年度斑鳩町水道事業会計補正予算

長

(第1号)について、ご説明申し上げます。

補正予算書の実施計画によりご説明申し上げます。補正予算書の4ページをお願いいたします。

まず収益的支出で、第1款水道事業費用、第1項営業費用で4月の人事異動等による人件費関係で231万5千円の減額補正をお願いするものです。その内訳といたしまして、第1目原水及び浄水費で17万7千円の減額、第2目配水及び給水費で112万9千円の減額、第4目総係費で100万9千円の減額であります。

次に5ページをお願いいたします。資本的収入で、第1款資本的収入、第1項企業債で本年度からとりかかっております、並松から目安地区までの老朽管更新事業にかかり、本年度施工いたしております三代川にかかります水管橋の取替工事も県と協議する中で起債対象として認められましたことから、限度額を4,600万円から1,400万円増額の6,000万円をお願いするものであります。

以上簡単ではございますが、平成20年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)のご説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので質疑、ご意見があればお受けいたします。ごさいませんでしょうか。

(な し)

委員長

ないようですので、他に理事者の方から報告しておくことはありませんでしょうか。加藤建設課長。

建設課長

それでは、一点だけご報告を申し上げたいと思います。

御幸大橋の右折レーンの設置工事についてでございます。

県道大和高田斑鳩線の大和川にかかります御幸大橋の河合町側の右折レーンの設置についてでございますが、一昨年から橋脚の耐震補強工事等が県の事業として進められておりますが、今年度出水期が過ぎまし

たことから、今般、高田土木事務所において、上部工事が行われることとなり、橋の南側、河合町側になりますけども、約半分90mを拡幅し、右折レーンを設置するとのことでもあります。濁水期間中の工事になりますことから、平成21年度末、いわゆる平成22年3月末になりますけれども、工事が完了する計画であるとの報告を県より受けております。

以前より、当委員会におきましても、斑鳩町側の県道大和高田斑鳩線から西名阪の法隆寺インターまでの交通渋滞の解消のため、右折レーンの設置について、ご要望や陳情活動を行ってきていただきました。結果ようやくではございますが設置されることになりましたのでご報告をさせていただきます。

以上、御幸大橋右折レーン設置工事についてのご報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 これにつきまして委員さんから何かありましたら。

(な し)

委員長 他に、報告は理事者の方からないですね。

(な し)

委員長 ないようですので、以上、これら各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、意見等あればお受けしたいと思います。 西谷委員。

西谷委員 先日の一般質問で聞き忘れていたんで、ちょっとお聞きしたいんですが、公共工事の落札率について質問したんですが、その項目の中で、町内業者の中でですね、一番請負額の多かった業者っていうのは18年、19年、20年度、これどこやったんかっていうのをちょっとお聞きし

ときます。

総務部長 平成16年の中で町内業者で一番多い契約者につきましては、株式会社二隆建設さんでございます、4件であります。

平成17年でありますけども、一番多い業者は株式会社二隆建設でございます、4件です。次に平成18年です。平成18年度につきましては、宮崎建設株式会社さんでございます、4件です。平成19年度でありますけども、宮崎建設株式会社さんです、5件です。平成20年度です。宮崎建設株式会社、3件です。以上です。

委員長 他に、その他についてございませんでしょうか。

(な し)

委員長 他になければ、継続審査についてお諮りしたいと思います。お手許にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

(午前 10時36分 閉会)